

旅客営業規則

制 定 平成 1年 6月24日
最終改正 2025年 4月 1日

第1編 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、株式会社横浜シーサイドライン(以下「当社」という。)の旅客の運送について合理的な取り扱い方を定め、もって利用者の利便を確保するとともに事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社線による旅客の運送については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

2 当社がこの規則を変更する場合、旅客に対して事前にホームページ等において通知を行い、規則変更後においても、第5条に規定する契約の成立をもって、旅客が変更内容に合意したものととする。

(用語の意義)

第3条 この規則による用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 当社線とは、当社の経営する軌道をいう。
- (2) 駅とは、旅客の取扱いをする停車場および停留場をいう。
- (3) 列車とは、旅客の運送を行う列車をいう。
- (4) 旅行開始とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
- (5) 不通区間とは、列車の運行が不能となっている区間をいう。
- (6) 乗車券とは、当社と旅客との運送契約に基づいて、当社が旅客運賃と引換に旅客に交付する証票をいう。
- (7) 旅客鉄道会社とは、東日本旅客鉄道株式会社をいう。

(消費税課税の運賃)

第3条の2 この規則に規定する運賃については、消費税法(昭和63年法律第108号)および地方税法(昭和25年法律第226号)の定めによる消費税および地方消費税相当額を含んだ額とする。

(運賃前払いの原則)

第4条 旅客運送の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって所定の運賃を支払うものとする。ただし、当社が特に認めた場合は後払いとすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社において特に認めた小切手、銀行振込等の方法で支払うことができる。
- 3 当社の発売するICカード(「PASMO」カード)による運賃の支払いについては、別に定めるPASMO規則を準用する。

(契約成立の時期および適用規定)

第5条 旅客運送の契約は、別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃を支払い、乗車券その他契約に関する証票の交付を受けたときに成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定によるものとする。

(旅客運送の制限または停止)

第6条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることができる。

- (1) 乗車券の発売の制限または停止
 - (2) 乗車区間、乗車方法または乗車する列車等の制限
 - (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目または持込の列車等の制限
- 2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間に対して旅客の取扱いをしない。

- 2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において他の運輸機関の利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

(キロ程のは数計算方)

第8条 キロ程を用いて運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず1日として計算する。

(乗車券等に対する証明)

第10条 当社において、乗車券等旅客運送の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客の提出する書類)

第11条 旅客運送の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、ボールペン等で記載し、かつ特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

- 2 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に対応の証印を押すものとする。

- 3 当社において、旅客から提出を受けた書類の記載事項は、旅客の運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に利用目的を明示した場合を除く。

第2編 旅客営業

第1章 通則

(乗車券の購入および所持)

第12条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

(キロ程)

第13条 旅客運賃をキロメートルをもって定める場合は、次に定める営業キロ程による。

営業キロ程表

新杉田	1.3	2.2	2.8	3.5	4.3	5.0	5.6	6.3	7.5	8.1	8.8	9.6	10.8
南部市場	0.9	1.5	2.2	3.0	3.7	4.3	5.0	6.2	6.8	7.5	8.3	9.5	
鳥浜	0.6	1.3	2.1	2.8	3.4	4.1	5.3	5.9	6.6	7.4	8.6		
並木北	0.7	1.5	2.2	2.8	3.5	4.7	5.3	6.0	6.8	8.0			
並木中央	0.8	1.5	2.1	2.8	4.0	4.6	5.3	6.1	7.3				
幸浦	0.7	1.3	2.0	3.2	3.8	4.5	5.3	6.5					
産業振興センター	0.6	1.3	2.5	3.1	3.8	4.6	5.8						
福浦	0.7	1.9	2.5	3.2	4.0	5.2							
市大医学部	1.2	1.8	2.5	3.3	4.5								
八景島	0.6	1.3	2.1	3.3									
海の公園柴口	0.7	1.5	2.7										
海の公園南口	0.8	2.0											
野島公園	1.2												
金沢八景													

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

(乗車券の種類)

第14条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 { 片道乗車券
 { 往復乗車券
- (2) 定期乗車券 { 通勤定期乗車券
 { 通学定期乗車券
- (3) 回数乗車券 通学用割引回数乗車券
- (4) 1日乗車券 当日券・前売り券
- (5) 団体乗車券 1枚券・数取券
- (6) 特殊割引乗車券 { 普通乗車券(片道・往復)
 { 普通回数乗車券
 { 定期乗車券

(乗車券の発売箇所)

第15条 乗車券は、駅において発売する。ただし、定期乗車券、回数乗車券および団体乗車券は当社の指定した駅において発売する。

- 2 乗車券は、前項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券臨時発売所または乗車券発売を委託した箇所において発売することがある。

(乗車券の発売範囲)

第 16 条 乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、往復乗車券、定期乗車券、回数乗車券、1 日乗車券および団体乗車券を発売する場合は、発売駅以外から有効な乗車券を発売することができる。

(乗車券の発売日)

第 17 条 乗車券は、発売当日から有効開始となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券は、それぞれの定めるところによって発売する。

- (1) 定期乗車券
有効開始の日の 14 日前から発売する。
- (2) 団体乗車券
運送引受後であって旅客の始発駅出発日の 21 日前から発売する。

(乗車券の発売時間)

第 18 条 駅における乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期乗車券の発売時間については、別に定める。

(通学証明書・旅客運賃割引証・旅行証明書等の発行の監査)

第 19 条 《削除》

(通学証明書・旅客運賃割引証の不正発行に対する取扱い)

第 20 条 《削除》

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 21 条 旅客運賃割引証等、または通学証明書およびこれらによって購入した割引乗車券、通学定期乗車券を使用資格者が不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対してこれらの割引乗車券の発売を停止することができる。

(通学証明書・旅客運賃割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合)

第 22 条 通学証明書および旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、無効とする。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないものおよび発行者また使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 23 条 普通乗車券は、次の各号によって発売する。

- (1) 片道乗車券
旅客が普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合は除く。
- (2) 往復乗車券
旅客が往路または復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間が異なるものを除く。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 24 条 旅客鉄道会社制定の学校及び救護施設指定取扱規則第 21 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護されまたは救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

- 2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のためまたは逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人に限って、前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することができる。

(被救護者旅客運賃割引証)

第 25 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年齢・付添人を必要とするときは、付添人・氏名および年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称ならびにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

- 2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表		裏	
被救護者旅客運賃割引証		(この割引証の使用上の注意)	
氏名	指定番号	(1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者とその付添人と同時に乗車券を購入する場合は 1 回に限って使用することができます。	
乗車区間	駅から 駅まで	(2) この割引証は、旅行開始前に限って、使用できます。	
乗車券の種類	片道 被救護者 往復 付添人	(3) この割引証の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印してないものは、使用できません。	
旅行証明書番号		(4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。	
被救護者の氏名 及び年齢	(オ)	(5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。	
付添者の氏名 及び年齢	(オ)	(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。	
割引率	5割	(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。	
有効期間	平成 年 月 日まで	(8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。	
平成 年 月 日発行	代表者 職印		
施設の所在地			
施設名			
代表者氏名			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	救 拯
			31 33

9.1cm

- 3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 か月間とする。

第 3 節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第 26 条 旅客が区間を同じくして乗車する場合で定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通勤定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機で購入する場合は、定期乗車券購入申込書の記入・提出を省略できる。

2 通勤用定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

《表》

《裏》

お申込み内容 ※「O」で 印してください	記名PASMO の購入	PASMO定期券の購入		個人定期券から PASMO定期券への変更	個人定期券 の購入
	大人用 小児用	PASMOも購入 大人用 小児用	お持ちのPASMOを借用 大人用 小児用	PASMOも購入 大人用 小児用	お持ちの PASMOを借用 大人用 小児用
※ PASMO定期券の購入・変更で、すでにPASMOをお持ちの場合は、無記名PASMOまたは定期乗車券と同一記名PASMOをご提出ください。					
オアエ	※「オアエ」には記名（カタカナ・アルファベット）をフルネーム・ 名刺などで記入ください。				
生年月日	※生年月日は1文字とし、年・月・日をそれぞれ2文字で記入してください。 ※生年月日欄から生年月日を正確に入力できない場合は、お持ちの個人用 定期券または定期券を借用する定期券の生年月日欄を記入してください。				
電話番号	※電話番号は生年月日欄と同様に2文字ずつで記入してください。 ※個人用定期券または定期券を借用する定期券の電話番号欄を記入してください。				
PASMO番号	※個人用定期券または定期券を借用する定期券のPASMO番号欄を記入してください。				
	性別 男・女				
※以下は、定期券が必要なお客さまのみ必要事項をご記入ください。					
定期券内容	お申込み内容	「新・続」・「終・続」	乗車		
	定期券の種類	「通・勤」・「通・学」	区間		
	乗車区間	—			
	経 由	JR東海道 東横線	名目		
	使用開始日	年 月 日から	金額		
	有効期間	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月			
	お支払い方法	お支払い方法は現金のみとなります			
1. この定期券は所定の額で発行されます。 2. 乗車券を提示し、乗車料金を お支払いください。					

(通学定期乗車券の発売)

第 27 条 指定学校（旅客鉄道会社が指定した学校、以下同じ。）の学生(第 30 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く、以下この条において同じ。)・生徒・児童または幼児が次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書を出したとき、または第 68 条に規定する通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地最寄り駅と在籍する指定学校最寄り駅との相互間を通学のため乗車する場合
- (2) 区間を同じくして順路によって乗車する場合

2 通学証明書の様式は次のとおりとする。

No. _____		契印	
通 学 証 明 書			
学 校 種 別 又は指定番号		区 分	
通 学 者 の 氏 名 ・ 年 齢	(歳)		
通学者の居住地	電話 ()		
部 科 及 び 学 年	部	科	学 年 (年次)
証 明 書 番 号			
通 学 区 間	駅	駅 間	経 由
通学定期乗車券の有効期間	箇月		
※通学定期乗車券の使用開始日	年	月	日 から
卒業予定年月日	年	月	日 まで
証 明	_____年 ____月 ____日発行		
	学校所在地 _____		代 表 者 職 印
	学校名 _____		
学校代表者氏名 _____			
1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。			
2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。			
3 この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。			
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは、使用できません。			
下欄には、記入しないでください。			
年 月 日まで			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。ただし、旅客鉄道会社制定の学校及び救護施設指定取扱規則第 15 条第 3 項および第 8 項の規定による有効開始日または有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効開始日とする場合に限る。

- (1) 放送大学の学生が提出する割引証は、放送大学の代表者において乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

表		裏	
放送大学学生旅客運賃割引証		(この割引証の使用上の注意)	
利用運輸機関名	乗車区間	(1) 通学割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。	(2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。 (3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。 (4) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。 (5) この割引証によって購入した通学用(普通)回数乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。また、学生証は係員の請求があるときは、提示してください。
乗車券の種類	乗車券	(2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。	
部科及び学年	教養学部第 学年(年次)	(3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。	
学生証番号		(4) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。	
使用者の氏名及び年齢	(歳)	(5) この割引証によって購入した通学用(普通)回数乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。また、学生証は係員の請求があるときは、提示してください。	
割引率	2割		
有効期間	学割証発行日から1ヶ月		
平成 年 月 日発行			
学校所在地	学校名 代表者 職 印		
学校代表者氏名			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	(備考)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	

(1) B-7版縦 9.1cm
(2) 色は青色刷りとす

- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒が提出する割引証は、指定学校の代表者において乗車券の種類(「回数」と記入する)・乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

表		裏	
学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)		(この割引証の使用上の注意)	
乗車区間	乗車券の種類	(1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は、生徒が指定の区間内において100キロメートルをこえて旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。	(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。 (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む)してください。 (4) ※印欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。 (5) 発行者が記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。 (6) この証明書は、記名人に限って使用できます。但し記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。 (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証記名人以外の者は、使用できません。 (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯していないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があったときは提示してください。 (9) この割引証の有効期間は、面接検査又は、試験期間の初日の10日前から表記の期間(5日後まで)です。
乗車券の種類	片道 往復 連続 周遊	(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。	
部科及び学年	第 学年(年次)	(3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む)してください。	
証明書番号		(4) ※印欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。	
使用者の氏名及び年齢	(才)	(5) 発行者が記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。	
割引率	旅客鉄道会社線 2割	(6) この証明書は、記名人に限って使用できます。但し記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。	
有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証記名人以外の者は、使用できません。	
平成 年 月 日発行		(8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯していないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があったときは提示してください。	
学校所在地	学校名 代表者 職 印	(9) この割引証の有効期間は、面接検査又は、試験期間の初日の10日前から表記の期間(5日後まで)です。	
学校代表者氏名			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

備考 (1) この割引証は、緑色刷りとす。
(2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

- 3 前項の規定により、提出する放送大学学生旅客運賃割引証または学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第31条 旅客が発着駅および目的を同じくし、その行程を同一の人員で旅行する一団であって、次の各号の一に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の一に該当する学校等の学生等が8人以上とその付添人、当該学校等の教職員(囑託している医師および看護婦を含む。以下同じ。)またはこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が8人未満のときであってもこの取扱いとする。

(ア) 指定学校の学生(第30条第1項第1号に規定する学生を除く。)・生徒・児童または幼児

(イ) 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童

(ウ) その他、駅務区長が認めたもの

イ アの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が、次の一に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

(ア) 幼稚園の幼児，保育所の児童または小学校第3学年以下の児童であるとき

(イ) 障害または虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

2 小学校児童によって構成された前項第1号の団体中に12才以上の児童がある場合は、小児とみなして取り扱う。

(団体旅客運送の申込み)

第32条 前条の規定により団体乗車券を購入しようとする者は、その人員・行程・乗車すべき列車およびその他輸送計画に必要な事項を記載した団体乗車申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。

2 団体乗車申込書の様式は、次のとおりとする。

団体乗車申込書					
種別 普通・学生					
乗車年月日		平成	年	月	日 曜日
団体名					
代表者氏名					
TEL () -					
申込人員 大人 名 小人 名 合計 名					
月日	乗車区間		乗車時刻	※列車番号	
/	乗降	駅～ 駅			
/	乗降	駅～ 駅			
上記の通り、団体乗車の申し込みをします。					
平成 年 月 日					
株式会社横浜シーサイドライン 殿					
下記該当箇所には○または△を記入下さい。 受付年月日					
備	◆きっぷの種類：一秋券・複数券		平成 年 月 日		
考	◆雨天の場合：決行・中止		取扱駅 取扱者印		
(内訳)					

備考

1. 代表者は、乗車日時の引率者を記入して下さい。
2. 印の欄は駅係員が記入します。
3. この申込書は、乗車日の当日までに提出して下さい。
4. 記入していただく個人情報は、各手続時に必要な内容確認、当社からお客様へご連絡する場合に使用します。

(団体旅客運送の予約)

第33条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

(団体旅客申込人員または乗降駅等の変更)

第34条 団体旅客運送の引受け後、旅客の都合による申込人員または乗降駅等取扱条件の変更は、当社において運輸上支障がないと認められた場合に限り、これを行う。

第6節 特殊割引乗車券の発売

第1款 通則

(身体障害者)

第35条 当社が取扱いをする「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 視覚に障害がある者
- (2) 聴覚または平衡機能に障害がある者
- (3) 音声機能・言語機能またはそしゃく機能に障害がある者
- (4) 肢体不自由者

- (5) 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸の機能に障害のある者
 (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者
 (注)「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、身体障害者手帳に代わるものとするができる。
 2 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者および第2種身体障害者に分ける。

身体障害者の範囲および種別の区分

障害種別		等級および割引種別	第1種身体障害者 (本人および介護者)	第2種身体障害者 (本人)
視覚障害			1級から3級および4級の1	4級の2および4級の3, 5級および6級
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害		2級および3級	4級および6級
	平衡機能障害		—————	3級および5級
音声機能, 言語機能またはそしゃく機能障害			—————	3級および4級
肢体自由	上肢		1級, 2級の1および2級の2	2級の3, 2級の4および3級から6級
	下肢		1級, 2級および3級の1	3級の2, 3級の3および4級から6級
	体幹		1級から3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級および2級
移動機能			1級から3級	4級から6級
心臓, じん臓もしくは呼吸器または膀胱もしくは直腸もしくは小腸もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害	心臓, じん臓もしくは呼吸器または小腸の機能障害		1級, 3級および4級	—————
	膀胱または直腸の機能障害		1級および3級	4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害		1級から4級	—————
(注1) 上記の障害種別および等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(平成30年7月1日現在)によるものである。				
(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。				

- 3 第1種身体障害者および第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

- 第36条 前条に規定する身体障害者のうち、介護を必要とする第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。
- 2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が身体障害者と同一で、同時に購入するものでなければならない。
- 3 第1項に規定するところにより購入した乗車券は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。
- 4 身体障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

(知的障害者)

- 第37条 当社が取扱いをする「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発見第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手

帳の交付を受けている者をいう。

(注)「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、療育手帳に代わるものとするができる。

- 2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に分ける。
 - (1)「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
 - イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
 - (2)「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。
- 3 第1種知的障害者および第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

- 第38条 前条に規定する知的障害者のうち、介護を必要とする第1種知的障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。
- 2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が知的障害者と同一で、同時に購入するものでなければならない。
 - 3 第1項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。
 - 4 知的障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

(精神障害者)

第38条の2 当社が取扱いをする「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者手帳」という。)の交付を受けている者をいう。

- 2 前項の精神障害者を、次に掲げる第1種精神障害者および第2種精神障害者に分ける。

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種精神障害者	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

- 3 第1種精神障害者および第2種精神障害者の別については、精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第38条の3 前条に規定する精神障害者のうち、介護を必要とする第1種精神障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

- 2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、同時に購入するものでなければならない。
- 3 第1項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

- 4 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、有効な精神障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

第2款 特殊割引普通乗車券の発売

(特殊割引普通乗車券の発売)

第39条 次の各号に掲げる旅客に対して、特殊割引普通乗車券を発売する。

- (1) 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
 - (2) 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
 - (3) 第1種精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- 2 特殊割引普通乗車券を購入しようとする旅客は、身体障害者手帳・療育手帳または有効な精神障害者手帳を提示しなければならない。

第3款 特殊割引定期乗車券の発売

(特殊割引通勤定期乗車券の発売)

第40条 次の各号に掲げる旅客に対して、特殊割引通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独または12才未満で介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (2) 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独または12才未満で介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (3) 第1種精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種精神障害者が単独または12才未満で介護者とともに乗車する場合に発売する。
- 2 特殊割引通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、身体障害者およびその介護者、知的障害者およびその介護者または精神障害者およびその介護者にあつては、定期乗車券購入申込書の提出とともに、身体障害者手帳・療育手帳または有効な精神障害者手帳を提示しなければならない。ただし、連絡運輸については旅客鉄道会社が定める連絡運輸に関する規則および規程の定めを準用する。

(特殊割引通学定期乗車券の発売)

第41条 次の各号に掲げる旅客に対して、特殊割引通学定期乗車券を発売する。

- (1) 第35条に規定する身体障害者
 - (2) 第37条に規定する知的障害者
 - (3) 第38条の2に規定する精神障害者
- 2 特殊割引通学定期乗車券を購入しようとする旅客は、第27条の規定する購入手続とともに身体障害者手帳・療育手帳または有効な精神障害者手帳を提示しなければならない。
- 3 特殊割引通学定期乗車券を発売する旅客について、介護者が必要の場合は、第36条第2項、第38条第2項および第38条の3第2項の規定にかかわらず、特殊割引通勤定期乗車券を発売する。ただし、連絡運輸については旅客鉄道会社が定める連絡運輸に関する規則および規程の定めを準用する。
- (注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

第4款 特殊割引回数乗車券の発売

(特殊割引回数乗車券の発売)

第42条 次の各号に掲げる旅客が、区間を同じくして乗車する場合、当該区間に有効な11券片の特殊割引回数乗車券を発売する。

- (1) 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
 - (2) 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
 - (3) 第1種精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- 2 特殊割引回数乗車券を購入しようとする旅客は身体障害者手帳・療育手帳または有効な精神障害者手帳を提示しなければならない。

第3章 旅客運賃

第1節 通則

(旅客運賃計算の原則)

第43条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する発着の順序によって計算する。

(旅客運賃計算上のキロ程の計算方)

第44条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合は、同一方向に連続する場合に限り、キロ程を通算して計算する。

(旅客の区分およびその旅客運賃)

第45条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の旅客区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃を収受する。

- | | |
|----|-------------|
| 大人 | 12才以上の者 |
| 小児 | 6才以上12才未満の者 |
| 幼児 | 1才以上6才未満の者 |
| 乳児 | 1才未満の者 |

- 2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の一に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。
- (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき
 - (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客(団体旅客を除く。)に2人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす
 - (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき、または団体旅客に随伴されて旅行するとき
- 3 前項の規定による場合のほか、幼児または乳児に対しては、旅客運賃を収受しない。

(小児の旅客運賃)

第46条 小児の普通旅客運賃または定期旅客運賃は、大人の普通旅客運賃または定期旅客運賃をそれぞれ折半し、10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額(以下この方法を「は数計算」という。)とする。

(割引の旅客運賃)

第47条 割引の旅客運賃は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃または小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第48条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(大人普通旅客運賃)

第49条 大人片道普通旅客運賃は、次のとおりとする。

2キロメートルまで	240円
2キロメートルをこえ4キロメートルまで	270円
4キロメートルをこえ7キロメートルまで	300円
7キロメートルをこえ11キロメートルまで	320円

2 往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(被救護者割引)

第49条の2 第24条の規定により被救護者またはその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第50条 大人定期旅客運賃は、次のとおりとする。

片道 キロ程	通勤定期			通学定期(大人)		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
2キロメートルまで	9,790	27,910	52,870	4,870	13,880	26,300
2キロメートルをこえ 4キロメートルまで	10,580	30,160	57,140	5,500	15,680	29,700
4キロメートルをこえ 7キロメートルまで	11,320	32,270	61,130	6,150	17,530	33,210
7キロメートルをこえ 11キロメートルまで	12,100	34,490	65,340	6,580	18,760	35,540

(は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第51条 《削除》

第4節 回数旅客運賃

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第52条 第30条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第30条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人片道普通旅客運賃を10倍した額に対して2割引した額
- (2) 第30条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人片道普通旅客運賃を10倍した額に対して5割引した額

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第53条 第31条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号により片道普通旅客運賃の割引を行う。

- (1) 学生団体
片道普通旅客運賃の2割を割引する。
- (2) 普通団体
片道普通旅客運賃の1割を割引する。

(団体旅客運賃の計算方)

第54条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、発着区間の1人あたり大人片道普通旅客運賃から、割引率により計算し、割引額を控除した額をは数計算し、これに団体総人数を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、発着区間の1人あたり小児片道普通旅客運賃から、割引率により計算した割引額を控除した額をは数計算し、これに団体総人数を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計した額とする。

第6節 特殊割引旅客運賃

(特殊割引旅客運賃)

第55条 第39条・第40条および第41条・第42条の規定によって特殊割引乗車券を発売する場合は、次の各号により普通旅客運賃、定期旅客運賃または回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 特殊割引普通旅客運賃
 - ア 片道乗車券
片道普通旅客運賃の5割を割引する。
 - イ 往復乗車券
片道普通旅客運賃の5割を割引し、2倍した額とする。
 - (2) 特殊割引定期旅客運賃
 - ア 特殊割引通勤定期旅客運賃
通勤定期旅客運賃の5割を割引する。
 - イ 特殊割引通学定期旅客運賃
通学定期旅客運賃の5割を割引する。
 - (3) 特殊割引回数旅客運賃
片道特殊割引普通旅客運賃を10倍した額とする。
- 2 小児の定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

第4章 乗車券の効力

第1節 通則

(乗車券の使用条件)

第56条 乗車券は、その券面表示事項に従って、1回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は、1枚につき1人に限るものとする。ただし定期乗車券および1日乗車券については、その使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。
- 3 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(効力の特例)

第 57 条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券(定期乗車券を除く。)を小児が使用して乗車する場合
- (2) 乗車券の券面に表示された発売駅以外の駅から乗車する場合

(券面表示事項が不明となった乗車券)

第 58 条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅(定期乗車券にあっては発売駅)に差し出して書換えを請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書換えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申し出その他の方法により不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引換えに再交付の取扱いをする。

(有効期間の起算日)

第 59 条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発売した日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第 60 条 小児用乗車券(定期乗車券および回数乗車券を除く)は、その有効期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 56 条の規定にかかわらず、これを使用できる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱い)

第 61 条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りでない。

第 2 節 乗車券の効力

(有効期間)

第 62 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

- (1) 普通乗車券
 - ア 片道乗車券 1 日とする。
 - イ 往復乗車券 2 日とする。
- (2) 定期乗車券
通勤および通学定期乗車券 1 か月・3 か月および 6 か月とする。
- (3) 回数乗車券 3 か月とする。ただし、第 30 条第 1 項第 2 号に規定する通学用割引普通回数乗車券にあっては 6 か月とする。
- (4) 1 日乗車券
 - ア 当日券 1 日とする。
 - イ 前売り券 6 か月のうちの 1 日とする。
- (5) 団体乗車券 その都度定める。
- (6) 特殊割引乗車券
 - 片道普通乗車券 1 日とする。
 - 往復普通乗車券 2 日とする。
 - 定期乗車券 1 か月・3 か月および 6 か月とする。
 - 回数乗車券 3 か月とする。

(途中下車の禁止)

第 63 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券(定期乗車券および 1 日乗車券を除く。)によって、着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができない。

(改氏名の場合の定期乗車券の書換え)

第 64 条 定期乗車券の使用旅客が氏名を改めた場合は、これを指定駅に差し出して、その氏名の書換えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 65 条 乗車券(往復乗車券または回数乗車券については、その使用券)は、次の各号の一に該当する場合は、その後の乗車について無効として回収する。

- (1) 旅客が、第 131 条に規定する取扱いを受けたとき。
- (2) 軌道運輸規程第 21 条の規定によって、車外または軌道地外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 66 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 身体障害者手帳等または旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
 - (3) 身分または資格等を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
 - (4) 乗車券の券面表示事項もしくは磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。
 - (5) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (6) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
 - (7) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。
 - (8) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 60 条に規定する場合を除く。
 - (9) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造(擬装を含む。以下同じ。)した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第 67 条 定期乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
 - (3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
 - (4) 定期乗車券の券面表示された事項もしくは磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。
 - (5) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失ったのちに使用したとき。
 - (6) 有効期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
 - (7) 有効期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
 - (8) 身分証明書等を携帯しないで、通学定期乗車券または身体障害者等の割引定期乗車券を使用したとき。
 - (9) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券の効力)

第 68 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した身分証明書を携帯する場合に限って有効とする。

- 2 身分証明書の様式は、次のとおりとする。

(1) 一般用

<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>下記の者は、当校 所属 部(科) <input type="checkbox"/> の学生(生徒) 学年第 学年 (年度生) であることを証明する。</p> <p>氏名 (才) 生年月日 年 月 日生 住所 年 月 日発行</p> <p>写真 発行者 所在地 学校名 代表者 氏名 代表者 印</p> <p style="text-align: right;">0.5cm</p>	<p style="text-align: center;">票</p> <p style="text-align: center;">(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも提示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>
--	--

(2) 通学定期乗車券購入兼用

<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>下記のものは、当校 所属 部(科) <input type="checkbox"/> の学生(生徒) 学年第 学年 (年度生) であることを証明する。</p> <p>氏名 (才) 生年月日 年 月 日生 住所 年 月 日発行</p> <p>写真 発行者 学校名 代表者 氏名 代表者 印</p> <p style="text-align: right;">17cm</p>	<p style="text-align: center;">票</p> <p style="text-align: center;">(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。</p> <p>(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさしださなければならない。</p> <p>(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>
--	--

備考

- (1) 内には、学校種別又は指定番号を表示する。
- (2) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6か月以内に撮影した縦3cm横3cmの正面上半身のものとする。
- (3) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1か月間に限り、省略することができる。
- (4) 中学校第3学年以下(中等教育学校前期課程の最終学年以下を含む。)の生徒・児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとする。
- (5) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
- (6) 通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては、発行控欄以外の記入事項は発行者において記入するものとする。
- (7) 通信による教育を行う学校が面接授業を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、所在地欄の上部に面接授業会場とくっつけ書きし、当該面接授業会場所在地住所を記入する。

3 指定学校において、その代表者が発行した身分証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の身分証明書に代用することができる。

第5章 乗車券の様式

第1節 通 則

(乗車券の表示事項)

第69条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
 - (2) 有効期間
 - (3) 発行日付
 - (4) 発行箇所名
- 2 臨時に発売する乗車券、その他特殊の乗車券にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することができる。
- 3 第1項のほか、次の各号に規定する記号を当該乗車券の表面に表示する。

- (1) 小児用の乗車券 **小**
- (2) 通学定期乗車券 **学** **高** **小中**
- (3) 割引乗車券 **割**
- (4) 身体障害者用 **障** 介護者用 **介**
- (5) 知的障害者用 **育** 介護者用 **護**
- (6) 精神障害者用 **福** 介護者用 **付**
- (7) 第30条第1項第1号の規定によるもの **放学**
- (8) 第30条第1項第2号の規定によるもの（通信制） **学**
- (9) 第27条第4項の規定によるもの **実**
- (10) 再交付するもの **再**
- (11) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効開始日前から有効とさせるもの **継続**

第2節 普通乗車券の様式

（普通乗車券の様式）

第70条 普通乗車券の様式は、次の各号の定めるとおりとする。

(1) 片道乗車券



(2) 往復乗車券



第3節 定期乗車券の様式

(通勤定期乗車券の様式)

第71条 通勤定期乗車券の様式は、次のとおりとする。



(通学定期乗車券の様式)

第72条 通学定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

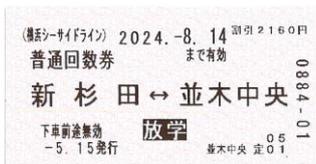


第4節 回数乗車券の様式

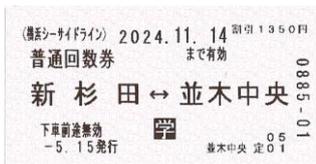
(回数乗車券の様式)

第73条 回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 《削除》
- (2) 《削除》
- (3) 第30条第1項第1号の規定によるもの



- (4) 第30条第1項第2号の規定によるもの (通信制)

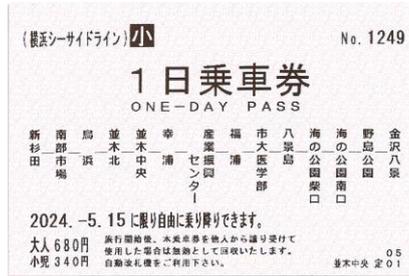
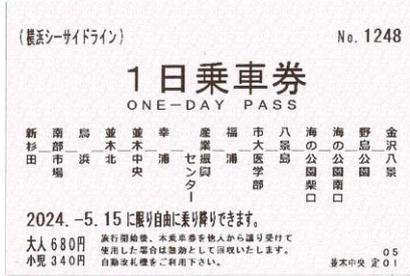


第5節 1日乗車券の様式

(1日乗車券の様式)

第74条 1日乗車券の様式は、次の各号の定めるとおりとする。

(1) 当日券



(2) 前売り券

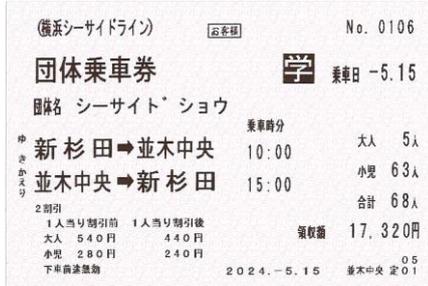


第6節 団体乗車券の様式

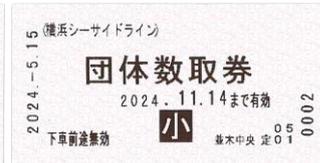
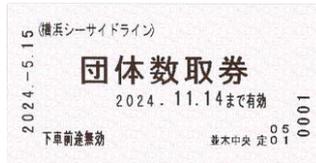
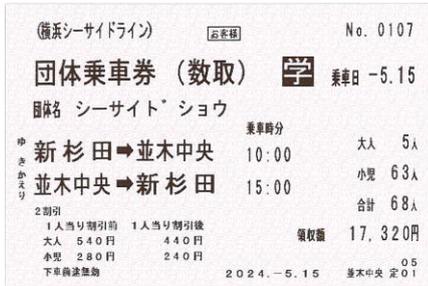
(団体乗車券の様式)

第75条 団体乗車券の様式は、次の各号の定めるとおりとする。

(1) 団体一枚券



(2) 団体数取券



第7節 特殊割引乗車券の様式

(特殊割引普通乗車券の様式)

第76条 特殊割引普通乗車券の様式は、次の各号の定めるとおりとする。

(1) 特殊割引片道乗車券



(2) 特殊割引往復乗車券



(特殊割引通勤定期乗車券の様式)

第77条 特殊割引通勤定期乗車券の様式は、次のとおりとする。



(特殊割引通学定期乗車券の様式)

第78条 特殊割引通学定期乗車券の様式は、次のとおりとする。



(特殊割引回数乗車券の様式)

第79条 特殊割引回数乗車券の様式は、次のとおりとする。



第6章 乗車券の改札および引渡し

第1節 通則

(乗車券の改札)

第80条 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、自動改札機または係員により改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が、身分証明書等の携帯を必要とするものであるときの身分証明書等についても同様とする。

(乗車券の引渡し)

第81条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、もしくは不要となった場合、またはその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札および引渡し

(普通乗車券の改札および引渡し)

第82条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を自動改札機に投入または係員に提示して改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、その乗車券を自動改札機に投入または係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

第83条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を自動改札機に投入または係員に提示して改札を受けるものとする。旅行を終了または途中下車および乗継ぎをするときも同様とする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちにこれを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札および引渡し)

第84条 回数乗車券を使用する旅客は旅行を開始する際、当該乗車券を自動改札機に投入または係員に提示して改札を受け、旅行を終了した際に、これを自動改札機に投入または係員に引き渡すものとする。

(1日乗車券の改札および引渡し)

第85条 1日乗車券を使用する旅客の改札については、第83条第1項の規定を準用し、引渡しについては、第83条第2項の限りでない。

(団体乗車券の改札および引渡し)

第86条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に提示して改札を受け、旅行が終了した際は其所持する乗車券は旅客控えとし、引渡しを省略することができる。

2 団体数取券を使用する旅客の改札および引渡しについては、第82条の規定に準ずるものとする。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

第87条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、新杉田駅・並木中央駅・金沢八景駅で取り扱う。ただし、第96条第1項第1号の規定による取扱いは各駅の自動精算機で取り扱う。

(乗車変更をした乗車券について旅客運賃の收受または払戻しをする場合の既収額)

第88条 乗車変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の收受または払戻しをする場合は、旅客が所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃を收受しているものとして收受または払戻しの計算をする。ただし、払戻しの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取り扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通則

(乗車変更の種類)

第89条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件を必要とする場合に、当社が取り扱う変更(この変更を「乗車変更」という。)の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券による旅行開始前に申し出があった場合
乗車券変更
- (2) 当該乗車券による旅行開始後に申し出があった場合
 - ア 区間変更
 - イ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第90条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、第95条に規定する乗車券変更については、変更開始駅は、制限しない。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第91条 区間に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取り扱いをしない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第92条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取り扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第93条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間からすでに経過した日数(取扱いの当日は含めない。)を差引いた残余の日数とする。ただし、原乗車券が、有効当日限りとして発売した普通乗車券であるときは1日限りとする。

(別途乗車)

第94条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を收受して取り扱う。

第2款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券変更)

- 第95条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、その乗車券から同種類の他の乗車券に変更(この変更を「乗車券変更」という。)をすることができる。
- 乗車券変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と変更する乗車券に対する旅客運賃と比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。
 - 前項の規定により、旅客運賃の計算をする場合に、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

第3款 旅行開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

- 第96条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅について、次の各号に定める変更(この変更を「区間変更」という。)をすることができる。
- 着駅を、当該着駅をこえた駅に変更すること。
 - 着駅を、当該着駅と異なる方向へ変更すること。
 - 区間変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃と比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。
 - 前項の規定により、旅客運賃の計算をする場合に、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(団体乗車券の行程変更)

- 第97条 団体乗車券を所持する旅客は、旅行開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、区間変更または乗車列車等の変更をすることができる。ただし、これらの変更はその団体旅客の全員が変更する場合で輸送上支障がない場合に限って取り扱う。
- 前項の取扱いをする場合は、次の各号による旅客運賃を収受する。
 - 着駅を、当該着駅をこえた駅に変更をした場合の旅客運賃変更区間について旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。
 - 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅に変更をした場合の旅客運賃変更区間に対する旅客運賃収受人員について計算した無割引の普通旅客運賃と不乗区間に対する同一の計算による無割引の普通旅客運賃を比較し、不足額は収受し過剰額は払戻しをしない。
 - 前項の規定は団体乗車券に表示された発駅と当該発駅をこえた駅に変更する場合に準用する。

第3節 旅客運賃、増運賃の追収受、払戻し

第1款 通則

(払戻請求権行使の期限)

- 第98条 旅客は、旅客運賃について払戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求できない。

(払戻しをする場合の限度額)

- 第99条 旅客から旅客運賃の払戻しの請求があった場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃を

限度として取り扱う。

(旅客運賃の払戻しに伴う割引証の返還)

第100条 旅客は、旅客運賃割引証を提出して購入した乗車券について払戻しの取扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証の返還を請求することができない。

(係員の承諾を得て乗車券を所持せず乗車した場合の旅客運賃の支払い)

第101条 旅客は、係員の承諾を得て乗車券を所持せずに乗車したときは、降車駅または別に定めるところにより、旅客運賃を支払わなければならない。

(旅客運賃の払戻しをしない場合)

第102条 旅客は第57条の規定により、小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払戻しを請求することができない。

第2款 乗車券の無札および無効

(乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃、増運賃の收受)

第103条 旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃をあわせて收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 第66条に規定する無効な乗車券で乗車したとき。
- (3) 自動改札機または係員による乗車券の改札を受けずに入場または集札を受けずに出場した場合。

2 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第3項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から收受する。

3 団体旅客が、乗車券に表示された人員を超過して乗車し、また小児の人員として大人を乗車させたときは、第66条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、第1項の規定による旅客運賃と増運賃を、その団体申込者から收受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃、増運賃の收受)

第104条 第67条の規定により定期乗車券を無効として回収した場合(第67条第2項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から、次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃を併せて收受する。

- (1) 第67条第1項第1号から第4号の一の規定に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日から、同項第5号の規定に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第6号の規定に該当する場合は、その発売の日から、同項第7号の規定に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日から、それぞれの無効の事実を発見した日まで、その定期乗車券を使用する区間を毎日1往復ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (2) 第67条第1項第8号および第9号の一の規定に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

第3款 乗車券の紛失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

第105条 旅客が所持する乗車券を紛失したときの取扱いは次の各号による。

- (1) 旅行開始前であっても、再度乗車券を購入する。
- (2) 旅行開始後であっても、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、普通旅客運賃、増運賃を收受し、前途の乗車区間につい

(回数乗車券の再発行)

第 108 条 回数乗車券を所持する旅客は、汚損その他の事由により券面表示事項が不明となったとき、または裏面の磁気情報にき損を生じたときは、当該回数乗車券の再発行の請求をすることができる。この場合、旅客は、乗車券再発行申請書を提出しなければならない。

2 乗車券再発行申請書の様式は、次のとおりとする。

乗車券再発行申請書		助 役	扱 者
1. 理 由	_____		
2. 券 種 別	_____		
3. 券 番 号	旧 _____	新 _____	
上記の通り、再発行の申請をします。			
平成	年	月	日
株式会社横浜シーサイドライン 属			
氏 名	_____		
	_____ 駅		

旧原券貼り付け

(団体乗車券の再発行)

第 109 条 旅客が団体乗車券を紛失した場合であっても、係員がその事実を認定することができるときは、第 105 条の規定にかかわらず手数料 220 円を収受して、別に旅客運賃を収受しないで、発行駅で相当の新たな団体乗車券の再発行することができる。

第 5 款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払戻し)

第 110 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券 1 枚につき 110 円（往復乗車券は全券片を 1 口とする。）を支払うものとする。

2 前項の規定は、割引乗車券が不要となった場合、介護者または付添者とともに行う場合にこれを適用する。

(使用開始前の定期旅客運賃または回数旅客運賃、1 日乗車券の払戻し)

第 111 条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券および 1 日乗車券について準用する。この場合の手数料は、乗車券 1 枚（回数乗車券は全券片を 1 口とする。）につき、220 円とする。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払戻し)

第 112 条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合、それを発売駅に差し出し、払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

2 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で請求があったときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払い戻すことがある。

(旅行開始後の旅客運賃の払戻し)

第 113 条 旅客が、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、任意に旅行を中止した場合は、その乗車券は前途に対して無効として回収し、旅客運賃の払戻しをしない。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。
 - (2) 司法権または行政権の発動によって旅行を中止したとき。
- 2 定期乗車券、回数乗車券、1日乗車券、団体乗車券を使用する旅客は、前項の請求をすることができない。

(傷い疾病の場合の証明)

第 119 条 旅客は、前条の規定により旅客運賃の払戻しを請求する場合は、その原因が外傷等一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを提示するものとする。

(旅客運賃払戻しの特例)

第 120 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客運賃の払戻しの請求をすることができる。この場合は、手数料 110 円を収受して旅客運賃の払戻しの取扱いをする。

第 6 款 運行不能および遅延

(列車の運行不能または遅延の場合の取扱い)

第 121 条 旅客は、旅行開始後または使用開始後に次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券について、当該各号の一に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券および回数乗車券を使用する旅客は、第 124 条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）、第 126 条に規定する有効期限の延長もしくは旅客運賃の払戻しの取扱いに限って請求することができる。

- (1) 列車が運行不能となったとき。
 - ア 第 123 条に規定する旅客運賃の払戻し
 - イ 第 124 条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃の払戻し
 - ウ 第 126 条に規定する定期乗車券の有効期間の延長または定期旅客運賃の払戻し
 - エ 第 123 条に規定する回数乗車券に対する特別乗車証の発行
 - (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき（遅延することが確実なときを含む）。
 - ア 第 123 条に規定する旅客運賃の払戻し
 - イ 第 123 条に規定する回数乗車券に対する特別乗車証の発行
 - ウ 第 124 条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃の払戻し
- 2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券および回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限って、すでに支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第 122 条 旅客は、前条に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、前条に定める取扱いに限って請求することができる。

- 2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合または車両の故障等または第 130 条第 1 項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第 2 項の規定による協力の求めに応じたことにより列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

(列車の運行不能または遅延により旅行を中止した場合の払戻し)

第 123 条 第 121 条第 1 項の規定により旅客が旅行を中止した場合は、すでに支払った旅客運賃を払

い戻す。ただし、回数乗車券を使用する旅客については「特別乗車証」を発行する。
2 原乗車券が割引乗車券であるときは、割引の旅客運賃によって払い戻す。

(無賃送還の取扱方)

第124条 第121条第1項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券面に表示された発駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
- (3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いはしない。
- (4) 旅客が前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いはしない。

2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃の払戻しをする。

- (1) 発駅まで無賃送還のときは、すでに収受した旅客運賃の全額
- (2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還したとき、または無賃送還中の途中駅に下車したときは、次により計算した額
 - ア 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
 - イ 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃

(旅客運賃の払戻し駅)

第125条 第123条または前条の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅
ただし、この場合の請求は、関係駅に係員を派遣した場合に限る。

2 前項の規定により、旅客運賃払戻し駅において、旅客運賃の払戻しを受けることができない場合は、指定駅で払戻しを請求することができる。

(定期乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払戻し)

第126条 定期乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を指定駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長または原定期旅客運賃を次の日数で除し、その1円未満のは数を1円単位で切上げた日割り額に休止日数を乗じ、は数計算した額の払戻しを請求することができる。

- (1) 有効期間が1か月のものについては、30日
- (2) 有効期間が3か月のものについては、90日
- (3) 有効期間が6か月のものについては、180日

(回数乗車券に対する特別乗車証の発行または旅客運賃の払戻し)

第127条 回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を指定駅に差し出して、原回数乗車券にかわる特別乗車証の交換または回数旅客運賃に残余の枚数を乗じ、これを総枚数で除して、は数計算した額の払戻しを請求することができる。

第8章 手回り品

(手回り品および持込禁制品)

第128条 旅客は、次条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表に掲げる危険品および他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危険を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）

- (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用しないとおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
 - (4) 死体
 - (5) 動物（小数量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、次条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または次条第4項の規定により持ち込むことができる動物を除く。）
 - (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をおよぼすおそれのあるもの。
 - (7) 車両を破損するおそれのあるもの。
- 2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。
 (注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

（車内持込手回り品の範囲）

- 第129条 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が250センチメートル程度、重量が30キログラム以内のもの1個を、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。
- 2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の一に該当する場合に限り、車内に持ち込むことができる。
- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの。
 - (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの。
- 3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の一に該当する犬を車内に随伴させることができる。
- (1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
 - (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。
- 4 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、第1項に規定する個数制限にかかわらず車内に持ち込むことができる。
- (1) 他の旅客に危害をおよぼす、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであつて、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の容器に収納したもの
 - (2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの
- 5 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。
 (注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ等は、個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

（手回り品の点検）

- 第130条 旅客が、手回り品に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求めて、点検することができる。
- 2 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
 - 3 第1項または前項の規定による協力の求めに応じたことによつて、列車に乗車できないとき（第128条に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第121条第1項第1号アまたはイのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
 - 4 第1項または第2項の規定による手回り品の点検の求めおよび協力の求めに応じないときは、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
 - 5 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

（持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置）

- 第131条 旅客が、第128条に規定する持込禁制品または第129条の規定による持込制限をこえる物

品を, 当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は, 旅客を最近の駅に下車させ, かつ, 乗車券は第 65 条の規定により, その後の乗車について無効として回収する。

危険品一覧表

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
1	爆発性 の物	火薬類	火薬	黒色火薬, その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量 が1キログラム以内の もの
				無煙火薬, その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう, その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩, 塩素酸塩又は過塩素酸塩を 主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によっ て発火するおそれ のない容器に収納 した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうに そう入し, 又は振 動・衝撃等によっ て発火するおそれ のない容器に収納 した200個以内(競技 用の口径0.22 インチ 以内のライフル銃 用実包又は拳銃用 実包にあっては800 個以内)のもの
				空包	銃用空砲	弾帯又は薬ごうに そう入し, 又は振 動・衝撃 等によつて発火する おそれのない容器に 収納した200個以内 のもの
				信管	—	—
				火管	—	—
				導爆線	—	—
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によっ て発火するおそれ のない容器に収納 した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	—
				星火を発する榴弾	—	—
				救命索発射器用ロケット	—	—
				煙火	—	—
				がん具煙火	がん具煙火(おもちゃ 花火, 発炎筒*), 競技 用紙雷管及びその他 の がん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量 が1キログラム以内の もの
				競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)	—	—
				導火線	—	—
				電気導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量 が3キログラム以内の もの
			その他の火工品	—	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
		その他 爆発性 の物	その他	その他, 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) で定める火薬類	—	
			—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey *	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
—	その他, 労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号) における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	—				
2	発火性 の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他 発火性 の物	—	セルロイド類	ペン, 眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム (金属ソーダ)	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム (粉状箔状又はひも状のものに限る。)	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト (亜二チオン酸ナトリウム)	—	
—	カーバイド (炭化カルシウム)	—				
—	その他の発火性の物及び製品	油紙 (刃物用包装紙等) *	容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のもの			
3	引火性 の物	可燃性 液体	—	メタノール (メチルアルコール又は木精)	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏, 角質軟化剤*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
			—	ブタノール (ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	2リットル以内又は 容器・荷造りとの 重量が2キログラム 以内のもの
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油 (松精油)	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール, 除菌スプレー*	
			—	酢酸	食用酢酸, 掃除用酢 酸, 農業用酢酸*	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤, 保湿剤, 化粧品 (ローション, ク リーム等)*	
			—	アルコール (変性アルコールを含む。)	酒類*	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン (ベンゾール)	—	
			—	トルエン (トルオール)	—	
			—	キシレン (キシロール又はザイロール)	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル (エチルブロマイド)	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油 (石油)	—	
			—	軽油 (ガス油)	—	
			—	重油 (バンカー油, ディーゼル重油)	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン (ニトロベンゾール)	—	
			—	ニトロトルエン (ニトロトルオール)	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量, 数量等	
			—	酢酸ノルマルペンチル	—		
			—	イソペンチルアルコール	—		
			—	メチルエチルケトン	—		
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの	
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮 ガス	酸素ガス	酸素ボンベ, 酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの	
				炭酸ガス(二酸化炭素)	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの	
					炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの	
				天然ガス	プロパンガス*		
				水素ガス	水素ガス吸入器*		
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*		
				オゾン	オゾン発生器*		
				ヘリウム	ヘリウムガス*		
				ネオンガス	ネオン管*		
				アセチレンガス	—		
				硫化水素ガス	—		
				一酸化炭素ガス	—		
				石炭ガス	—		
				水性ガス	—		
				空気ガス	—		
			アンモニアガス	—			
			塩素ガス	—			
			亜酸化窒素ガス(笑気ガス)	—			
			ホスゲンガス	—			
			アルゴン	—			
			エタン	—			
			エチレン	—			
			メタン	—			
				その他の圧縮ガス及びその製品	—		
				液化 ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
					フロン-12	エアゾール噴射剤, エアコンガス*	
					フロン-22	エアゾール噴射剤, エアコンガス*	
					ブタン	ライター, カセットガスボンベ*	
					液体空気	—	
	液体窒素	—					
	液体酸素	—					
	液体アンモニア	—					
	液体塩素	—					
	液体亜硫酸	—					

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	液化シアン化水素 (液体青酸)	—	—
			—	塩化エチル	—	—
			—	塩化メチル (メチルクロライド)	—	—
			—	液化酸化エチレン	—	—
			—	塩化ビニルモノマ	—	—
			—	液体メタン	—	—
			—	その他の液化ガス及びその製品	—	—
		過塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム (塩素酸ソーダ)	—	—
			—	塩素酸カリウム	—	—
			—	塩素酸バリウム (塩酸バリウム)	—	—
			—	塩素酸カルシウム	—	—
		過塩素酸 塩類	—	塩素酸ストロンチウム	—	—
			—	塩素酸アンモニウム	—	—
			—	その他の塩素酸塩類	—	—
			—	過塩素酸アンモニウム (過塩素酸アンモン)	—	—
		過酸化物	—	過塩素酸カリウム	—	—
			—	過塩素酸ナトリウム	—	—
			—	その他の過塩素酸塩類	—	—
			—	過酸化ナトリウム (過酸化ソーダ)	—	—
			—	過酸化カルシウム	—	—
			—	過酸化マグネシウム	—	—
			—	過酸化バリウム	—	—
		硝酸塩類	—	過酸化亜鉛	—	—
			—	過酸化カリウム	—	—
			—	その他の無機過酸化物	—	—
			—	硝石 (硝酸カリウム)	肥料*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
		亜塩素酸 塩類	—	硝酸アンモニウム (硝酸アンモン又は硝安)	—	—
			—	硝酸ナトリウム	—	—
			—	その他の硝酸塩類	—	—
			—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
		次亜塩素酸 塩類	—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの
			—	晒粉 (次亜塩素酸カルシウム)	—	—
その他 酸化性 の物	—	その他の次亜塩素酸塩類	—	—		
	—	過硫酸アンモニウム	—	—		
	—	過硫酸カリウム	—	—		
	—	過硫酸ナトリウム	—	—		
	—	三酸化クローム (無水クロム酸)	—	—		
—	その他の酸化性の物及び製品	—	—			

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質, 核燃料 物質及びこれらに汚染されたもの		—
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納 し, 且つ, 破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル以内 のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗 浄剤*	
			—	硝酸		—
			—	塩化スルホン酸 (塩化スルフリルを含 む)		—
			—	沸化水素酸		—
			—	硫酸ジメチル (ジメチル硫酸)		—
			—	フェロシリコン		—
			—	塩化硫黄		—
			—	クロロピクリン		—
			—	四エチル鉛		—
			—	クロロホルム		—
			—	臭素 (ブロム)		—
			—	ホルマリン		—
			—	その他, 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法 律第303号) で指定されている毒物及び劇 物		—
			—	その他, 毒物及び劇物取締法で指定されて いる毒物及び劇物を使用した製品 (薬液 を入れた鉛蓄電池など)	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電 池で, 堅固な木箱に 入れ, 且つ, 端子が 外部に露出しないよ うに荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法 (昭和 23年法律第82号) の適用を受ける 農薬	拡散用高压容器に封 入した農薬で2本以 内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
—	石灰剤					
—	砒素剤					
—	ニコチン剤					
—	デリス剤					
—	BHC剤					
—	DDT剤					
—	鉱油剤					
—	その他, 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) の適用を受けるもの					
その他 危険物	—	生石灰 (酸化カルシウム)	乾燥剤*	破損するおそれのない 容器に密閉した 1個の重量が20キロ グラム以内のもの		
	—	塩化アセトフェノン (クロルアセトフェノン)	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量 が3キログラム以 内のもの		

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
			—	低温焼成ドロマイト	—	
			—	塩化リン	—	
			—	臭化ベンジル	—	
			—	四塩化チタン	—	

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。